

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（750））
2. 日 時：平成30年3月9日 13時30分～14時30分
15時15分～16時45分

3. 場 所：原子力規制庁 8階実用炉審査課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、正岡主任安全審査官、田尻安全審査官、大塚安全審査官、
土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他8名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「8条 火災による損傷の防止」及び「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災、凍結）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<火災による損傷の防止>

○主蒸気系に用いているケーブルは、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器に該当しないとする考え方が、審査基準にどう適合するのか整理して提示すること。（ケーブルの位置付けを再考すること。）

<外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）>

○評価対象施設の抽出に関して、軽油貯蔵タンクタンク室が地下に埋設されているとして除外した過程について、他の外部事象の項目と横並びが取れているか確認して提示すること。

<外部からの衝撃による損傷の防止（凍結）>

○凍結によって安全機能が損なわれないことを、何度まで設計（保温材等）で担保するのか、また、何度を基準に運用（系統運転）を実施するのか、明確に整理して提示すること。

○屋外配管の凍結評価結果をどのように設計（又は、運用）に反映しているのか明確に提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 添付資料 9 東海第二発電所における新燃料貯蔵庫の未臨界性評価について
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（安全機能を有する機器等の抽出について）
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）